ワンポイント会計基準

vol.332 実務対応報告第 47 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」について

2025 年 11 月 11 日に企業会計基準委員会より実務対応報告第 47 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「本実務対応報告」という。）が公表されました。今回は本実務対応報告の概要をご紹介します。

１．目的

本実務対応報告は、非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関して、当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。

「非化石価値」とは、所定の要件を満たすエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値のうち、再生可能エネルギー源を利用する電源としての価値です。

「需要家」とは、本実務対応報告の範囲となる契約を締結する者のうち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいいます。また、「特定卸供給事業者等」とは、特定卸供給事業を営むことについて経済産業大臣への届出をした者及びこれに準ずる者をいいます。

２．範囲

（１）発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するもの

（ア）発電事業者と需要家の相対の契約である。

（イ）需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。

（ウ）需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

なお、本実務対応報告では、子会社又は関連会社への融通を除き、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売は想定されていません。これは、（２）の特定卸供給事業者等と需要家との取引についても同様です。

（２）特定卸供給事業者等から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち次の特徴を有するもの

（ア）特定卸供給事業者等と需要家の相対の契約である。

（イ）需要家は、特定卸供給事業者等との間で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を契約で指定し、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者等から購入する契約を締結する。

（ウ）　需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

３．会計処理等

（１）非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行います。なお、遅くとも国による電力量の認定時点では、金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととされました。「国による電力量の認定時点」とは、国が発電事業者から報告を受けた非化石価値に係る電力量が正確な値であることを認定した時点です。

（２）対価の差金決済を行う場合の取扱い

非化石価値の対価として、契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格の差額に契約で指定された再生可能電力発電設備の発電に応じた電力量を乗じて得た金額を発電事業者と需要家との間で決済する場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額します。

（３）子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入する場合の子会社又は関連会社との間の取引についての取扱い

需要家がその子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入し、当該子会社又は関連会社が非化石価値を自己使用目的で取得する場合、当該需要家とその子会社又は関連会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行います。

４．適用時期等

本実務対応報告は、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用します。ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本実務対応報告を適用することができます。

なお、適用初年度において、本実務対応報告を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱います。

需要家に生じた非化石価値を受け取る権利で、契約で指定された再生可能電力発電設備により適用初年度の期首までに発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、当該非化石価値を受け取る権利の金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減します。

この場合、当該期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めます。

以上